(五) 信託の登録	実用新案権等の件数	一件につき三千円
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）	実用新案権等の件数	一件につき千円
(七) 登録の抹消	実用新案権等の件数	一件につき千円
十五　意匠権の登録（意匠権の信託の登録を含む。）		
(一) 意匠権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権の件数	一件につき九千円
(二) 専用実施権又は通常実施権の設定又は保存の登録	専用実施権又は通常実施権の件数	一件につき九千円
(三) 意匠権、専用実施権若しくは通常実施権を目的とする質権の設定又は意匠権、専用実施権、通常実施権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	意匠権、専用実施権又は通常実施権（以下この号において「意匠権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	意匠権等の件数	一件につき三千円
(五) 信託の登録	意匠権等の件数	一件につき三千円
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）	意匠権等の件数	一件につき千円
(七) 登録の抹消	意匠権等の件数	一件につき千円
十六　商標権の登録（商標権の信託の登録を含み、国際登録簿への登録を除く。）		
(一) 商標権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権の件数	一件につき三万円
(二) 専用使用権又は通常使用権の設定又は保存の登録	専用使用権又は通常使用権の件数	一件につき三万円
(三) 商標権、専用使用権若しくは通常使用権を目的とする質権の設定又は商標権、専用使用権、通常使用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(四) 専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転の登録		

イ　相続又は法人の合併による移転の登録	商標権、専用使用権又は通常使用権（以下この号において「商標権等」という。）の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
(五) 信託の登録	商標権等の件数	一件につき九千円
(六) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。）	商標権等の件数	一件につき千円
(七) 登録の抹消	商標権等の件数	一件につき千円
十七　回路配置利用権の登録（回路配置利用権の信託の登録を含む。）		
(一) 回路配置利用権の設定の登録	回路配置利用権の件数	一件につき一万八千円
(二) 回路配置利用権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権の件数	一件につき九千円
(三) 専用利用権又は通常利用権の設定の登録	専用利用権又は通常利用権の件数	一件につき九千円
(四) 回路配置利用権、専用利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は回路配置利用権、専用利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	千分の四
(五) 専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転の登録		
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	回路配置利用権、専用利用権又は通常利用権（以下この号において「回路配置利用権等」という。）の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(六) 信託の登録	回路配置利用権等の件数	一件につき三千円
(七) 付記登録、仮登録、抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録（これらの登録のうち(一)から(六)までに掲げるものを除く。）	回路配置利用権等の件数	一件につき千円
(八) 登録の抹消	回路配置利用権等の件数	一件につき千円